

介護支援専門員証の各種申請について

【重要なお知らせ】

令和7年3月15日より、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第1項第1号の規定に基づき、県外居住者についても住民基本台帳ネットワークシステムを用いて申請者の本人確認情報を確認します。（県内居住者については、同法第30条の15第1項第1号の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて既に申請者の本人確認情報を確認しています。）

そのため、**介護支援専門員資格の登録の際等における住所確認のための住民票の提出が不要となります。**

ただし、**個人番号確認書類として、マイナンバーカード（裏面）の写し又は通知カード（両面）（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限る。）のいずれかの提出ができない場合には、住民票所在地に関わらず、個人番号の記載がある住民票（過去3か月以内に交付され、「住民票コード」が記載されていないもの、コピー不可）の提出が必要です。**

【参照】

県ケアマネ情報局

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/index.html>

「さいたま介護ねっと」の「7.介護の資格や人づくり」からもアクセスできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>